

令和4年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

令和5年3月13日（月）

豊田市役所元城庁舎西棟 3階会議室にて

午後 2時00分 開会

【豊田市環境部（倉知廃棄物対策副課長）】 では、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきましてまことにありがとうございます。

前回に引き続きまして、新型コロナ感染対策のため、オブザーバーの出席を取りやめまして、委員の皆様と議題説明のための関係者のみの出席とさせていただいておりますので御了承ください。

携帯電話につきましては、マナーモードにさせていただくか電源をお切りいただくようお願いいたします。

なお、本委員会は、議事録作成のため録音させていただきますことを御理解ください。

それでは、議事に先立ちまして、豊田市環境部副部長の小澤から挨拶させていただきます。

【豊田市環境部（小澤副部長）】 皆さん、改めましてこんにちは。豊田市環境部の副部長の小澤と申します。

本日は、年度末の大変お忙しいところ御参集いただきましてまことにありがとうございます。

さて、PCB 事業も今月末をもちまして計画的処理完了期限となるということから、今年度は代執行と法的措置も講じてまいりまして、確実に処理を進めてまいりました。東海4県内の処理も順調に進めておりまして、今後、新たに見つかった機器について確実に処理をしていくということになっております。

また、1月からは、北九州事業地域からも機器の受け入れを開始しておりまして、順調に処理が進んでいると聞いております。これも地域の皆様の御理解と御協力をいただいておりますおかげだと思っております。どうもありがとうございます。

最後になりますが、今日の会議で報告があると思いますけれども、来年度からは一部の施設の解体も始まるということになっております。監視委員会のほか作業部会を活用させていただきながら、安全・安心な解体を進めてまいりたいと思っております。

今日は、皆様の忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【豊田市環境部（倉知廃棄物対策副課長）】 ありがとうございます。

本日、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長補佐の新保様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 環境省廃棄物規制課でPCB担当の課長補佐をしております新保でございます。

皆様には、日ごろからPCB廃棄物の処理促進に御理解・御協力いただきましてまことにありがとうございます。

また、事業終了準備期間を活用した処理、それから北九州エリアの変圧器・コンデンサーの広域処理に御理解をいただきました豊田市及び関係者の皆様には、改めて厚く御礼申し上げたいと思っております。本当にありがとうございます。

先ほど小澤副部長のほうからもお話しいただきましたけれども、北九州の広域処理につきましては、今年の1月から3月という期間で対応させていただいておまして、関係する自治体の方々、JESCOとよく連携して、順調に搬入を進めさせていただいているといった状況でございます。

一方で環境省といたしましては、今回の受け入れに際して、豊田市と処理期限の厳守ということでお約束させていただいておまして、具体的には、来年度（R5年度）末までに受け入れ物の処理を完了させるということでお約束をしているというところで、そちらに向けて確実な処理完了に向けたスケジュールということの設定が非常に大事になってくるかと思っております。そのあたり、きょう環境省から追って議題4という形で御説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日の会議でも、皆様から御意見賜ることでJESCO豊田事業所の安全確保の徹底、PCB廃棄物の早期処理に向けたさらなる取り組みの推進につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。失礼します。

【豊田市環境部（倉知廃棄物対策副課長）】 ありがとうございます。

続きまして、本日、中間貯蔵・環境安全事業株式会社PCB処理事業部長の長坂様に

おいでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 JESCO 本社の特命業務担当部長をしております長坂と申します。解体撤去の担当をさせていただいております。

今、副部長さんからも御挨拶がありました、来年度から豊田事業所の一部の施設について解体撤去が本格的に開始されるという段階になってまいりました。営業物の処理が少なくなっていく中で、解体撤去というものも並行して行っていくということで、新たな局面に入ってきたのかなと考えてございます。

操業と解体撤去が並列して行われるという中で、新しい局面ではございますが、引き続きこれからも安全・安心をもって操業と解体撤去が一緒に行われるように、本社としても豊田事業所と一緒に進めてまいりたいと考えてございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【豊田市環境部（倉知廃棄物対策副課長）】 ありがとうございます。

それでは、議事に移る前に、お配りいたしました資料の確認をさせていただきたいと思ひます。

まず最初に会議次第、委員名簿、席次表、A4の資料が3枚あります。

続きまして、資料1「豊田市 PCB 廃棄物処理事業の状況報告について」。これに資料1-1、資料1-2、資料1-3まで付いております。

次に、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」ということで資料2。

続きまして、「豊田市 PCB 処理安全監視委員会への報告について」ということで資料3。

あと、「令和5年度末の確実な処理完了に向けたスケジュールについて」ということで資料4が付いております。

その他の資料としまして、委員の皆様のみとなりますが、令和4年度第1回豊田市 PCB 処理安全監視委員会議事録を配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいですか。

本日は、石川委員、須藤委員、前田委員が欠席しておられますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを報告させていただきます。

それでは、これより議事に移ります。

議事進行につきましては、要綱第5条により委員長が務めることとなっていますので、松田委員長に進行をお願いしたいと思います。

松田委員長、よろしくお願いいたします。

【松田委員長】 改めまして、皆様こんにちは。本日は、多数の皆様の御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の委員会は、今年度最後の委員会として、関係する皆様からは、これまでの取り組みの状況の結果報告と、それから来年度に向けての計画なり考え方についてお話を伺うということになっております。時間は十分とっていただきましたので、皆様には一言、二言御発言いただくこともあるかと思います。御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題（1）につきまして、JESCO 豊田事業所のほうから御説明をお願いいたします。

【JESCO（大見所長）】 豊田事業所長の大見です。よろしくお願いいたします。

本日ですが、前回の9月以降の豊田事業所の報告をさせていただきたいと思います。豊田事業所におきましては、秋季点検が終わりまして、年明けから順調に操業を進めているところでございます。

それでは、資料1をご覧ください。まず最初に表-1のほうです。こちらは中間処理完了ベースという形で、PCBの処理が完了した台数になっております。

左側、年度ごと、平成17年からになっております。本日につきましてはR4年度の報告をさせていただきたいと思います。

下から2番目、R4年度合計を見ていただきたいと思います。今年度におきましては、変圧器が5台、それからコンデンサー類が704台、廃PCBは129本、保管容器が49箱、廃PCBの処理量が19.5tという形で2月まで処理をさせていただいております。見ていただいてもわかるように、もう終盤ということで、数自体は非常に少なくなっております。

2ページのほうは、搬入ベースという形になります。こちらは2月までに豊田事業所が処理をした台数が記載されております。こちらは読みますと時間がかかかりますので、ちょっと飛ばさせていただいて3ページをご覧ください。

先ほどもありましたように、1月から北九州エリア内の中国四国地方のものを豊田

事業所では処理を始めております。そちらのほうの1月、2月の実績と3月の計画、こちらを御報告させていただきたいと思っております。

一番上の欄が東海4県8市からの受入実績になります。

1月、2月につきましては、変圧器はございませんでした。コンデンサーは39台と28台、廃PCBにつきましては18本と9本、保管容器につきましては3箱と2箱、こちらの処理をしております。

3月の計画につきましては、変圧器はもうございませんので0となっております。あと、東海4県でもう既に見つかったものは全て処理をするということで、残り台数を入れております。コンデンサー類が52台、廃PCBが23本、保管容器が5箱、これが今、見つかっている台数になりますので、これを3月中に処理する予定をしております。

次に、中国四国からの受入実績と計画、こちらを説明させていただきます。

変圧器につきましては、1月、2月に搬入してございまして、合計4台処理をしております。コンデンサー類につきましては、1月が144台、2月が176台、廃PCBは1月が36本、2月が33本、保管容器につきましては、1月が12箱、2月が7箱という形で中国四国地方については処理をいたしました。

この後、3月につきましては、残りの台数、変圧器はございません。コンデンサーについては残り133台、廃PCBは15本、それから保管容器22箱、こちらのほうを処理していく予定になっております。

その下が1月、2月の実績の合計、それから3月の計画になっております。こちらは左の数と数字が同じようになってございます。

次に4ページです。表-3は、今までと表が一部変わっております。今までは4県8市の登録の数、それから処理の数を入れておりましたが、一番下に中国四国地方の処理の届出、それから受け入れた数、一番下につきましては、その差から進捗状況を入れてございます。

まず登録の数になりますが、変圧器とコンデンサーの合計欄を御紹介いたしたいと思っております。変圧器の東海エリアと中国四国地方の合計になりますが、変圧器は2,465台、それからコンデンサーは7万6,509台、廃PCBは2,622本、保管容器は3,239箱、これが今、登録されている数になります。

表-4が、これは処理した数になります。こちらの上下の差が表-5の進捗率とい

う形になります。

2月末時点の数字となりますが、まず最初に東海エリアのほう、下から3つ目、合計という数になります。保管者、事業場は、それぞれ99.9%、変圧器類は100%、コンデンサー類も100%と書いてありますが、実際には99.95%、桁がないので数字が100%になっております。廃PCBは、本数ベースで99.4%、重量ベースでは100%になっております。保管容器につきましては、99.9%まで進捗しているところです。4県8市については、もう既に残っているところもあと数えるほどのものになっております。

中国四国地方の継続保管物の進捗率は、下から2番目の数になります。保管者は81.5%、事業場数は81.7%、変圧器類は100%、コンデンサー類は70.6%、廃PCBは、本数ベースで82.1%、重量ベースで89.4%になっております。保管容器につきましては、46.3%。こちらが1月から2月で処理が終了しております。

処理全体の進捗率におきましては、一番下の総計を見ていただくとわかると思います。保管者数が99.5%、事業場数は99.5%、変圧器類は100%、コンデンサーにつきましては99.8%、廃PCBが98.8%、重量ベースは100%になっております。保管容器については99.2%、こちらのほうまで進んでおります。

5ページ、6ページにグラフとしております。5ページ、6ページは、東海エリアの今まで毎年の進捗状況になっております。

一番上の変圧器は、処理100%という形になっております。コンデンサーも、端数になりますが、こちらもほぼ100%という形で進めております。6ページのPCB油と保管容器も、4県8市につきましては99.7%まで終了してきております。

7ページ、8ページは、今回、中国四国地方の数を入れたデータになっております。一番上が変圧器になります。こちらは全て今、終わっておりますので100%となっております。コンデンサーは、中国四国地方を入れて99.8%まで進んでおります。8ページがPCB油と保管容器の数になります。こちらは99.0%、2月時点で終了をしております。ここまで順調にきておりますので、もうほんとに終了は見えている状況になっております。

それでは、9ページの周辺環境への影響の状況を報告させていただきたいと思いません。

表-1が排出源のモニタリングになります。こちらは、令和5年1月のデータはま

だ出ておりませんので、令和4年の1月から10月という形でまとめさせていただいております。現状、こちらのほうは異常は出ておりません。

表-2が周辺環境モニタリング、1月から10月のデータで、こちらのほうも特に異常は出ておりません。

一番下が、参考として周辺環境のベンゼン濃度の推移を入れております。こちらは、青色が測定値、それから年平均値という形で入れております。こちら環境基準を大きく下回って、特に問題がない状況でございます。

10ページになります。運転廃棄物の保管状況になります。こちらは、現在、豊田事業所の中に運転廃棄物のドラム缶376本という形で保管をしております。一番上が廃プラ、ビニール、シート、テープ、それから工事残材という形で数が書いてございます。

下の表の一番下を見ていただきますと、事業所内での処理状況がわかります。外部処理のほうは、令和4年度につきましては低濃度廃棄物を678本出しております。

右側が豊田事業所の運転廃棄物の在庫の推移になっております。一時、二千数百本ございましたが、徐々に低濃度という形で出しております。現在、先ほど言った376本が2月末の数になります。9月から少し数字がふえておりますが、これは、定期点検におきまして発生した廃棄物でございます。こちら順番に1月から出しておりますので、最終的にまた300本ぐらいに戻るのではないかと考えております。豊田事業所におきましては、大体300本前後が定常にあるドラム缶の数になります。新規発生と事業所内外で処理している量が大体これぐらいで釣り合っているような形になっております。

次に12ページ、収集運搬の状況になります。

こちらにつきましては、前回の監視委員会の後、2月末までに収運に関するトラブルは発生しませんでした。今回、特に発生報告のほうはございません。

13ページです。地域とのコミュニケーションの状況になります。

(1)施設の見学状況でございます。ここ3年ほど、コロナの関係がございまして、見学者の数が非常に少なくなっております。ただ、令和4年度につきましては、行政関係の方の見学が少し増えてきております。これは、処理が最終年になってきたということで代執行が行われるため、行政の方の見学が少し多くなったのではないかと考えております。

次に（２）として、関係自治区への情報提供を行っております。年末年始の御挨拶に私がお伺いしております。令和５年１月１３日～１９日の間に１９自治区を訪問させていただいて、現況の報告と御挨拶をさせていただいております。

あと、（３）JESCO 地域協議会という形で平成 25 年に設置して行っております。周辺自治区の方へ情報発信という形で、7自治区の方にお声をかけさせていただいております。令和４年度につきましては、10月27日に開催し、操業状況の説明、施設見学等を行いまして、意見交換等を実施しております。

あと、PCB 事業所だよりという形で、毎月発行をしております。今年度につきましては、4月の216号から2月の226号まで発行しております。

14 ページがトラブルの報告となります。

まず最初に労働災害のほうですが、こちらのは休業災害等は発生しておりません。

次に、漏洩等になります。これは前回の監視委員会、それから作業部会で御報告させていただきました7月22日のトラブル、それ以降は漏洩は発生しておりません。

という形で、今年度につきましてはこの7月22日の漏洩トラブル1件が発生した形になっております。

こちらにつきましては、前回も御報告しておりますので、簡単に内容を触れておきたいと思います。

まず 14 ページをご覧ください。前回報告したトラブルでございますが、コンデンサー自動解体ラインの解体撤去前に事前洗浄作業を行っていたところ、配管に設置されておりましたグローブ弁から漏洩したものでございます。

漏洩した液の量は 2 ml、量としては非常にわずかでしたが、PCB 濃度は 8,720 mg/kg で、排ガス中の PCB 濃度はオンラインモニターで常時監視しておりましたが、特に異常がなかった、値が変わらなかったということで、屋外への排出はなかったと判断しております。

こちらの漏洩バルブの操作状況ですが、平成 17 年の操業開始以降、17 年ほど経っているんですけど、それまで一回も操作したことの無いバルブでございました。バルブメーカーによる現地での調査結果ですが、8月25日にバルブをメーカーにて現地調査を行いました。15 ページをご覧ください。これが今回、漏洩したバルブになりますが、分解した結果、バルブの中に金属の薄い膜で包むようになっているベローズが破断して、ここから油が流れたということがわかりました。

16 ページをご覧ください。その後、このバルブを工場に持ち込みまして調査いたしました。ただ、残念ながらメーカーでもはっきりとした原因が特定できませんでした。恐らく長期にわたって使用しなかったことが原因ではないかという推定の回答をいただいております。こちらが⑤のバルブメーカーによる工場での調査結果になります。

その後、再発防止対策としまして、当事業所で今回漏洩が発生した以降、17年間使用していないバルブがあるかどうか、こちらを調査いたしましたが、特にそのようなものはありませんでした。

ただ、長期間操作しなかったことが原因と考えられるため、今後につきましては、3年間以上開閉操作をしてないベローズ式バルブは、使用前に確認するという再発防止の対策の対象とすることにしました。事前にバルブ開閉操作時にはグランド部の緩み等がないか確認してから作業のほうを進めるという形で、再発防止を進めていきたいと考えております。

かなり早足でしたが、最初にまず資料1「豊田廃棄物処理事業の状況報告」を報告させていただきました。

このまま解体撤去の説明に移りますか。

【松田委員長】 ここで一度とめていただき、皆さんの御意見を伺います。

ただいまの御説明につきまして、皆さんのほうから何かお気づきの点、あるいは御不明な点、あるいは御提言ありますでしょうか。

【A 委員】 一ついいですか。

【松田委員長】 はい。

【A 委員】 10 ページですが、北九州事業所の処理委託ということで、令和4年度で64本実績がありますけれど、3 ページ目に中国四国地方は書いてあるんですけど、北九州というのはもう終わっちゃって、これから発生することはないということでしょうか。

【JESCO（酒井副所長）】 豊田 PCB 処理事業所の副所長の酒井でございます。今の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、3 ページのところから御説明をさせていただきたいと思います。

3 ページの北九州、中国四国地方から豊田事業所へ持ってきたものは、コンデンサーとかトランスなど、北九州事業所が令和元年まで処理をしていた対象物でございます。その後、処理をやめてしまったものですから、継続して保管していたものでござ

います。そういったものについて今年の1月から受け入れをしているということで、この1月から3月の処理状況を掲載させていただいたものでございます。ですから、この対象物はコンデンサーとかトランス、そういったものでございます。

一方で、今御質問のありました10ページ、私どもの事業所のほうから北九州事業所に持っていったドラム缶の数、これは、うちの事業所が操業した際に運転廃棄物として操業に伴って出てきた廃棄物の処理ということで北九州事業所に持っていったもので、このものにつきましては、北九州事業所のプラズマ施設を使って処理をしていただいているものでございます。

ですので、今、御質問のありました対象物が、3ページはいわゆる処理期間が終わってしまっているトランス・コンデンサーなど、そして11ページのほうは、うちの事業所の操業に伴って出てきた運転廃棄物という違いでございます。

以上です。

【A 委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 私のほうから、一つ教えてください。

中国四国地方からただ今、搬入してきているわけですけど、ここでまた掘り起こしで新たにこの処理期限後に PCB 廃棄物が出てくるようなことがあった場合には、豊田事業所としてはどういう取り扱いになるのでしょうか。これは環境省の新保さんにお伺いしたほうがよろしいでしょうか。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 環境省のほうから御説明させていただきます。

来年度も、少なくとも一度集中搬入期間を設けさせていただくということで御説明しているんですけども、その時期ですとか詳細については、まだ豊田市と大阪市とちょっと御相談が詰められていないというところでした、早急にその方針を固めた上で御説明させていただけるようにしたいと考えてございます。

以上です。

【松田委員長】 いずれにしても、豊田市としては受入リミットがあります。東海4県もそうですが、ましてや他のところからはあり得ないですので、ひとつよろしくお願いたします。

それに関連して、大阪事業所の PP コンデンサーはどういう扱いになっているのですか。

【JESCO（酒井副所長）】 酒井のほうからお答えをさせていただきます。

今、御質問いただきました PP コンデンサー、これはコンデンサーの中で素子がポリプロピレンでできたものでございまして、大阪の事業所の処理方法だと処理がしにくいということで、豊田事業所のほうに持ってきて処理をするということをやっております。

ところが、もうそういうものの量が極めてわずかになりまして、もう今、現在では、それぞれが工夫をして処理ができる範囲にまで減ってしまっております。ですので、実質的に今、大阪エリアから豊田事業所のほうに PP コンデンサーは入ってきておりません。

【松田委員長】 そうですか、わかりました。安心いたしました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先に進めてください。

【JESCO（大見所長）】 それでは、解体撤去の資料説明に移っていきたいと思います。

資料 1-1「豊田 PCB 廃棄物処理施設コンデンサー自動解体ラインの解体撤去について」、こちらを説明していきたいと思います。これは一部前に説明した資料とダブっておりますので、そういうところはいつまで御説明をしていきたいと思います。

最初の 2 ページのほうになります。こちらは解体撤去の準備という形で書いてございます。①のコンデンサー自動解体エリア、こちらを今から説明していきます。

この下にあります②トランス解体エリアの一部という形で、大型／車載トランス、それから小型トランス解体設備の一部、それから③のその他高濃度 PCB を扱うエリア、こちらにつきましては、青で書きましたが、先行解体という形で解体を進めていきたいと考えております。

その下が残りの設備になります。④から⑨まで書いてありますが、こちらにつきましては、PCB の濃度が先ほどの先行解体より薄いということで、まとめて本格解体という形で、その後、進めていくという形を考えております。

3 ページが、この豊田 PCB 処理施設の模式図になっております。1 階から 3 階が抜油・解体エリアという形で、入ってきました PCB 廃棄物から、こちらのほうで油を抜油し、解体をする。4 階から 5 階で解体したものを攪拌洗浄、真空超音波で洗浄していく。抜きました油につきましては、6 階から 7 階の液処理エリアで PCB を無

害化するという形になっております。

本日御説明するコンデンサー自動解体設備につきましては、1階の一番右下に書いてありますコンデンサー自動解体設備、こちらの設備に当たります。

4ページをご覧ください。コンデンサー自動解体ラインの先行解体についてという形になっております。

コンデンサーの解体ラインは、豊田事業所は3ラインほどございますが、その中で特にこの自動解体ラインというものは、もう既に処理が終わっているラインになります。こちらは令和4年度中に先行解体を計画して、令和5年度に工事着工するように今、準備を進めているところでございます。

4ページの下、それから5ページに写真がございます。ここは基本的に機械でコンデンサーを解体するために、機械の装置のみになっております。非常に狭いエリアになっております。真ん中の図面に赤い線で囲ってありますが、ここが遮蔽フード。この中が高濃度のPCBがあるところになります。今回、こちらの解体を計画しているところでございます。

6ページにいきます。解体につきましては、まず最初に高濃度のPCBを持っていた槽、それから配管、こちらの中を洗浄してから進めることになっております。現状、1階コンデンサー解体エリア、赤で囲ってあるところ、こちらにつきましては、こちらの設備で使っていたラインの洗浄を終了しております。

7ページから説明していきたいと思っております。今回、解体のエリアにつきましてはの解体順序でございます。コンデンサー自動解体の解体順序ですが、エリアから実際に解体したものを真空超音波設備に搬出してそこで洗うということを考えたので、この工区をA、B、Cの3つに分けました。A工区のさらに右側に4階洗浄エリアへ搬送と書いてございます。ちょうどここにコンデンサー用のリフターがありまして、解体したものをここに積み込んで洗浄エリアに運び出す。そのためにはこのA、B、Cの順番で解体していくことが非常に楽ですので、この順番を考えております。

8ページ、解体の方法ですが、レベルⅢで非常に狭いエリアの中になりますので、この解体につきましては、人が入ってボルトを外すなどという形で、手解体を実施する予定をしております。切断が必要な場合は、手持ちの電動工具、セーバーソーというノコギリを用いて解体し、切断して行って、洗浄のほうのエリアに持っていくという形を考えております。火花等散るような工具を使用するときは、火災に十分注意

して養生を行いながら作業をする予定をしております。

9 ページが解体撤去物の処理になります。先ほどコンデンサーエリアで手解体、もしくは切断したものにつきましては、こちらにあります真空超音波設備で洗浄して外に出すという形を考えております。

ちょうど真空超音波洗浄設備と、上にカゴの写真が写っております。洗浄カゴを真空超音波に入れて洗うという形で、こちらを卒業判定基準以下にして外に出そうと考えております。

10 ページを見ていただきますと、その真空超音波設備で洗浄するカゴの写真を撮っております。大体縦横、奥行き 800 mm 以下に物を切断してこの中に入れて、真空超音波で洗浄して外に出すことを計画しております。

11 ページが工事の実施体制になります。解体撤去工事及びそれに伴う洗浄作業等は、下に書いてあるような体制で行うことを予定しております。

コンデンサー自動解体ラインの解体撤去工事は、解体撤去作業を工事業者、監視・監督は JESCO が行うこととしております。

それ以外の解体撤去した物の洗浄作業、洗浄した物の払い出し、それからその途中での排ガスの管理、そういうものは運転会社の実施し、監視・監督は JESCO が行うこととしております。

12 ページは、相互連携による工事監理を図示しております。

JESCO、運転会社、元請工事会社、下請工事会社の4者が互いに情報を取り合い、作業時の保全、保安管理体制の共有、作業従事者の安全衛生確保を行っていかうと考えております。

皆さんに事前にお配りした資料と実は一部違っております。左の上に新たに丸を付けて、「プラントメーカーによる技術情報提供」を入れさせていただいております。現在、こちらのほうはもう既に行われている内容になりますが、随時、撤去工事の技術協力をプラントメーカーによって行っており、またその後の情報につきましては、地域・関係機関へ情報公開という形で出していかうと考えております。

13 ページは、解体撤去時の安全教育について書いてございます。

JESCO におきましては、入構教育で PCB 等の取り扱い、また安全パトロールで作業状況の監視、こういうものを行っていく予定をしております。

また工事受注者におきましては、一般的な安全衛生教育、PCB の安全衛生教育、工

事の概要、工事の内容、それから緊急時、非常時の対応方法、そちらのほうの教育を
してもらおう予定をしております。

14 ページになります。今回行いますコンデンサー解体エリアの作業環境濃度の、過
去からの変化をグラフとして図示しております。

一番上の黒色が温度のデータになります。その下がそれぞれ下の図面の位置の作業
環境測定濃度となります。温度が高いときは PCB 濃度が高くなるという形でデー
タがとれております。これに対応するように作業をしていこうと考えております。

それが 15 ページになります。解体撤去工事での作業場所の管理と実施状況、この
資料になります。

今回行いますコンデンサー解体エリアにつきましては、レベルⅢという形で、一番
PCB の濃度の高いところで作業することになります。10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上という形になりま
す。こちらにつきましては、十分この濃度に耐えられるような防護服を着て作業する
こととなっております。

16 ページが、先ほど言いました作業者の曝露防止に使用します防護服の写真になりま
す。電動ファン付きの保護マスク、それから遮蔽フード内防護服、こちらのほうを着
ての作業になります。

17 ページになります。作業環境濃度の測定です。作業環境測定につきましては、2
種類現在考えております。一つは、まず法律に定められた法定測定というので、工事
に入る前、工事中、それから工事完了後にこういった測定をしようと考えております。
特にこの工事中につきましては、A、B、C の 3 つの工区がありますので、A 工区を
作業しているときは A 工区の測定を、B 工区を作業しているときは B 工区を、そして
C 工区を作業しているときは C 工区の作業環境について測定することを考えておりま
す。項目につきましては、PCB とダイオキシンについて測りたいと計画しております。

また、自主測定ではございますけど、毎月 1 回程度のペースで、できれば A 工区、
B 工区、C 工区、それぞれ 2 カ所程度、継続的に測定したいと考えております。

18 ページになります。周辺環境保全の取り組みでございます。コンデンサー自動解
体ラインが設置されているエリアでございますが、この排気ガスはほかの工程の排ガ
スと一緒にしまして、オイルスクラバで洗浄処理をします。このオイルスクラバで
洗浄した後に、オンラインモニターで連続的に分析をして、これをリアルタイムに監
視しており、排ガスはその後さらに活性炭、これは 2 段付いておりますが、こちらで

処理をされて外に排出されます。こちらはそのような形で管理をしていこうと考えております。

あと、その下です。当事業所からすぐ隣にあります逢妻男川に流れる排水ですが、こちらについては、間接冷却水、それから生活排水、雨水、この3種類が流れます。こちらにつきましても、排出モニタリングを実施する予定をしております。

騒音・振動につきましては、敷地境界で年1回確認をしていきたいと考えております。

周辺環境につきましても、大気を年4回、敷地内で地下水を年2回、土壌を年1回測定を考えております。

19ページをご覧ください。このモニタリングにつきまして、現状ですけど、作業時でもこういったオンラインモニター、排出モニタリング、それから周辺環境モニタリングを実施しております。

このコンデンサー自動解体ラインの解体撤去は、作業しながら解体撤去をするということでございますので、従来のモニタリングを続けて、環境保全協定値、また環境基準値、そういったものを守っていきたいというふうに考えております。

では20ページをご覧ください。先ほどお話したオンラインモニターについて、イメージをあらわしております。

排ガスにつきましては、下の図にありますように、まずオイルスクラバを通りまして、オンラインモニターで測定。さらに2段の活性炭吸着槽を通して、排気ガラリから外へ排出する形になっております。

21ページをご覧ください。このオイルスクラバ、それから活性炭吸着槽、この写真のほうを今回入れてございます。こちらを通りまして排ガスの処理を行って外部へ出すという形をしております。

22ページになります。オンラインモニターの測定値に異常が出た場合の対応について書いてございます。

オンラインモニターは中央制御室で24時間・365日監視しております。このオンラインモニターで測定の結果、異常値、ここでは $30\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上が検出された場合には、速やかに以下の対応を行ってまいります。

①手分析で活性炭の前段入口、後段入口、後段出口の排気中のサンプリングを行います。

②並行して関係する設備等の稼働状況を確認し、オンラインモニターの測定結果が高くなった原因を調査するとともに、速やかに対応を検討し実施します。

③手分析の結果が基準値を超える PCB を含んだ排気が外部に排出される恐れがある場合は、直ちに排気を停止し、設備の停止を行います。

④その後、豊田市に状況が発生したことを速やかに報告すると、このような手順になっております。

23 ページが排出モニタリングでございます。この排出モニタリングにつきましては、排出口で測る排気、それから排水につきましては年4回、騒音と振動につきましては年1回測るという形をとっております。

24 ページでございます。こちらは周辺環境モニタリングでございます。大気につきましては敷地境界で、それからまた土壌と地下水は敷地内でこの測定を行うこととしております。大気につきましては年4回、土壌につきましては年1回、地下水につきましては年2回、モニタリングをしているところでございます。

こちらは、解体撤去を行っている間も同様の測定をする予定をしております。

最後のページになります。コンデンサー自動解体ラインの解体撤去工事の工程でございます。

下に書いてありますが、令和5年度の第2四半期ぐらいには何とか事前作業にかかり、第3、第4四半期には本当の意味での施設の解体撤去の工事をしたいと思っております。そして令和6年度の第1四半期ぐらいには何とかこの施設の解体と撤去はまずは終わりたい。終わった後、床とか壁とかそういったものの拭き取り、まだ一部あると思いますが、そういったものをこの第1四半期の終わった後にやって、この工事を完了というふうにしたいと考えております。

資料1-1につきましては以上になります。

【JESCO（大森解体・撤去準備室長）】 資料1-2につきましては、解体撤去準備室の大森といいますけれども、私のほうから説明させていただきます。

「解体撤去時の周辺環境モニタリングについて」ということで、2ページのところです。JESCO PCB 廃棄物処理施設解体撤去実施マニュアル（共通編）というものを整備して、その中で周辺環境モニタリングについて定めております。

どのように定めているかということで、モニタリング項目につきましては、まず PCB 及びダイオキシン類を基本としまして、事業所ごとに作業時の測定項目を付加し

まして、今まで事業所ごとに実施してきた大気、水質等を対象に、環境基準値以下であることを確認いたします。

具体的には、事業所ごとにモニタリング項目、モニタリング箇所及び頻度が異なるということなので、作業時の実績を踏まえて、事業所ごとに定めてまいります。

3 ページは、引き続きこのマニュアルの中で騒音、振動、悪臭についてです。解体撤去において、一部のプラント設備を使用しながら実施するということになりますので、騒音、振動、及び悪臭について、やっぱり作業と同じ頻度で各基準値以下であることを確認いたします。また、プラント設備の稼働が停止した後、解体撤去していきますので、プラント設備をとめていくわけなんですけど、その後は、特定建設作業の騒音、振動が基準値以下であることを確認してまいります。

先ほどと一緒にですけど、具体的な事項については、事業所ごとに作業時のモニタリング実績を踏まえて定めていくというふうに決めております。

4 ページ目のところになります。豊田事業所での作業時の周辺環境モニタリング。先ほど大見所長のほうから説明していただきましたが、大気、土壌、地下水、それぞれ敷地境界、敷地内の土壌、敷地内の観測井、こういったところで、大気は年4回、土壌については年1回、地下水については年2回、環境基準値を満足しているということを確認しております。

解体撤去の時どうするかということで、5 ページ目のほうを見てください。解体撤去工事におけるモニタリングについてということで、この上の図は、模式的に解体撤去のステップを記載いたしました。作業が終わった後、事前作業ということで、中にある液を抜きまして、あと不要物も撤去いたしまして、その後、プラント設備の PCB の除去分別、PCB の濃度を下げていくということをやります。その後、プラント設備のほうを解体していくということになります。それから、プラント設備がなくなりましたら、次に建屋の PCB の除去分別ということで、建屋にくっついてます PCB の濃度を低減する処置を行います。

ここまで行いますとかなり低減された状態になっているんですけども、それから建築物のほうの解体を進めると、こういうことで考えております。

建屋の負圧維持ということで、建屋の PCB の除去分別、ここまではまだ建屋の壁、それから天井、これはまだ健全なままです。換気空調設備も生かしたままにしておきます。そして負圧を維持しまして PCB が外に漏れないという、そういう対策をこの

間はしております。建屋の PCB の除去分別が終わりましたら、初めてこの換気空調設備をとめまして建築物の解体のほうに入っていくと、こういうことになります。

それで、モニタリングのほうの考え方をまとめてますけれども、建屋の PCB の除去分別まで、これは基本的には作業時に準じたような形のモニタリングを実施していくということになります。次に建築物の解体工事、これは必要な測定を実施していくということで、「モニタリングの考え方」ということで下にまとめさせていただきました。

建屋の PCB の除去分別までのモニタリングは、換気空調設備を継続運転することから、作業時のモニタリング（オンラインモニター、排出モニタリング、周辺環境モニタリング）に準じて実施することを基本とします。

建築物の解体工事におけるモニタリングについては、建築物の状況を踏まえまして、敷地境界及び敷地内において必要な測定を実施し、適切にモニタリングを行います。

この内容につきましては、豊田市とよく協議して行っていくと、こういうふうと考えております。

以上が資料 1 - 2 の説明でございます。

【松田委員長】 そこまでで止めてもらってもよろしいですか。

ただ今のオンラインモニタリングの話について、皆さんのほうから何か御不明な点、あるいは御意見等ございますでしょうか。

私から酒井さんのほうにお伺いしたいんですが、所長が説明された 22 ページの、オンラインモニターで異常が出たときの対応に関して手順が書いてありますが、これが発動されたことは過去に現設備の中でありましたか。

【JESCO（酒井副所長）】 まず、オンラインモニターでこういった $30 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上という値が出たことは、私がこの事業所に来てから全くありません。それ以前も記録を調べましたが、ありませんでした。

【松田委員長】 わかりました。そうすると現設備の中でも、この基準値をどこに置くかなんですけれども、このような手法に基づいて安全管理をされているということで、実績はあるわけですね。

【JESCO（酒井副所長）】 お答えさせていただきます。

こういったものをルール化させていただいておりまして、こういう運用をしております。

【松田委員長】 わかりました。ありがとうございます。

それともう一つですが、これは大見所長にお伺いしたいんですけど、今の同じ資料ですが、相互連携による工事監理というところの 12 ページです。これは多分、次のところの話とリンクすると思うんですけど、少し前出しでお話をお伺いしたいんですけど、私は、ここの考え方は全体としてはいいんですけど、個々の部分で少し私の考えとは異なるのですが。

具体的に言うと、プラントメーカーによる技術情報提供という関与の仕方は、これでは甘い。前回の作業部会の際に G 委員が発言してくださったと思うんですけども、元請解体事業者と JESCO との間に入ってこないといけないと思うんです。もっと直接的に関与していただくようにしていただきたいと私は個人的に思います。

この委員会には公衆衛生のご専門の F 先生もいらっしゃることで、今回はこういうざっくりとした方向性のお話を伺っているんですけど、このような内容をもう少し詰めていかないと宙に浮いた形になってしまうおそれがあります。

そこで私の提言です。皆さんの御意見も伺う必要がありますが、せっかく作業部会をつくっていただきましたので、それについては作業部会の委員の皆さんから提言、あるいはアドバイスを受けて、速やかにレスポンスしていただきたいです。もう時間がありませんから。

私は、これが来年度始まってからすぐの緊急を要する議題になると思うんです。したがって私の要望ですけど、皆様の御意見も伺いながら、これを進めていくに当たっては、できるだけ完璧なものに近づけていただきたいと思います。

【JESCO（大見所長）】 その辺はまだはっきり出せませんが、先生のおっしゃることは十分わかっておりますので、こちらは当然ながら作業部会にかけさせていただいて、よりよい形になるように、皆さんの御意見をいただいて進めていきたいと考えております。

【松田委員長】 どうですか、C 委員、今後の進め方ですが。

【C 委員】 はい、いいです。まだ市とも、何回やるとか、随時なのかどうかというのを打ち合わせしてないと思いますので、とにかく作業部会をうまく使って、いろんな細かいところ、具体的内容が出てくるようにしていただきたいなという感じがします。きょうの資料も、後で質問したいなと思いますが、今、委員長が言われたところも、具体的内容が乏しいですね。何をどうするかというところが全然出てないので、ここをもっと明確にしていかないと、実際に動いていったときにやれないです。何か

問題が起きると思いますので、ぜひそういうところをもう少し詰めてほしいなという感じがします。

【松田委員長】 それと、解体に伴って周辺環境が危惧されるわけですので、公衆衛生の御専門のF先生がいらっしゃるわけですから、もう少し完璧なものをつくっていただきたいと思います。

これは近藤課長にお願いです。きょうは副部長さんもいらっしゃっていますが、作業部会が今年度は3回だったんですけど、3回では全然足りないと思います。最低でも倍に増やしていただきたい。本当は倍以上にしていきたいと思います。というのは、これを早く策定していかないと具体的な作業に入れない。この1年間大変忙しくなりますので、作業部会に加わっていただいている委員の皆様には相当の労度がかかると思います。豊田市としても重く受けとめていただき、善処していただけますよう、次年度予算をお願いしたいと思います。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 ありがとうございます。今、次年度予算でいただきましたが、実は、次年度予算はもう決まっております。ただ、必要なものについては、これから調整はできると思います。まずは今言った解体の監理ですね、どうやってその解体を安全にやっていくのかといったものの体系みたいなものが必要だ。それからもう一つは、また後で私のほうの説明に入りますけれども、モニタリングをどう考えていくのか。これはモニタリングの地点を変えれば、その変えた分だけ事前に当然、測定をしていかなきゃいけないというのがありますので、考え方の整理。それから、今年はこの自動解体ラインの話をしてますけれども、来年、実際処理が終わっていくと、その次の解体がスタートしてまいります。そういったものをどうやって検討していくのか。まだこれから決まってないところがたくさんありますので、適宜開催はさせていただきたいというふうに思っております。

回数については、やれる範囲の中で対応してまいりますので、また委員長を含めて委員の皆さんと協議しながらやっていきたいと思っておりますのでお願いします。

【松田委員長】 作業部会の先生方には御無理を申し上げますけれども、こういう状況ですので、ぜひ絶大なる御協力をお願いしたいと思います。

それでは、所長の提言が次の最後のところに出てきます。そこでは皆さんにしっかりご意見を伺いますから、そのときは思いを述べていただきたいと思います。

【C委員】 今の資料1-1の中で質問したいんですが、いいですか。

【松田委員長】 どうぞ、お願いします。

【C委員】 まず、8ページに主な解体方法というのが載ってます。「手持ちの電動工具としては」というところに載っているんですが、ここで切断するための酸素は使わないですか。

【JESCO（酒井副所長）】 酸素は用いません。

【C委員】 使いません、それでいいですね。

【JESCO（酒井副所長）】 はい、使いません。

【C委員】 それからもう一点は、その下のほうにある「火災防止のための周囲の十分な養生を行います」と書いてあります。これは絶対に徹底していただきたい。今、全国でも工場等で火災が発生しております。これは全部解体作業中の養生不足なんです。ですから、この十分な養生というのは具体的に何をやるわけですか。どういうことをやるんですか。そういうところを載せてほしいんです。すると、作業者がそういうところを理解してやる。養生って何か。防火シートだとかいろんなことがあると思います。その作業、あるいは道具をここに具体的に載せていかないと、作業者はやらないですよ。そういう内容にしていきたいなというふうに思います。

【松田委員長】 作業部会でも、そこを詰めて議論していただきましょう。そういうことがこれから多々出てきますので、次年度は集中的に積極的な議論をしていただきたいと思います。いかがでしょうか、大見所長。

【JESCO（大見所長）】 わかりました。今回は紙面が限られておりましたので、あまり細かいところまで書けませんでした。今、C委員おっしゃられたような、どういう形で危険物の中での工事を行うか、どのような防火対策を行うかということはまたお示しさせていただきたいと思っております。

【松田委員長】 今日は豊田消防署の方が見えてないですが、豊田消防署にもぜひ加わっていただきたいと思います。あと労働安全衛生の関係の方にも加わっていただければと思います。

C委員、それでよろしかったですか。

【C委員】 はい、ぜひお願いします。

【松田委員長】 いかがでしょうか。皆さんのほうからこれに関連して何かございますか。

どうぞ。

【H 委員】 じゃあ、2点質問させてください。

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、14 ページですが、環境温度と作業環境の PCB 濃度というのはかなり相関があるというお話で、これは対策が必要というようなことだったんですけど、具体的にどのような対策をされる予定なのか、現時点で決まっていることがあったら少し教えてほしいんですけど。

【JESCO（酒井副所長）】 それでは、酒井からお答えさせていただきます。

やはり夏の暑い時期になってまいりますと、気温が上がります。これは解体をしておりますエリアの中でもやはりその傾向が出てまいります。そうしますと、どうしても PCB が気化しやすくなって作業濃度が上がるということが起きてまいります。

この解体撤去におきましては、作業場のエリアの中の温度をなるべく低く保つというのが一つの対策だというふうに思っております。もう一つは、できればこの一番暑い時期の解体を高濃度の部分は避けるというようなことも方法かなというふうに考えておまして、グラフを見ていただきますと、やはり7月ごろはどうしても高くなりやすいものですから、その時期はなるべく、ここで言いますと抜油のあたりですね、このあたりの解体はちょっと避けたいなというようなことを考えているところでございます。

以上です。

【H 委員】 このエリアは温度の空調は効いているんですか。

【JESCO（酒井副所長）】 ここにつきまして温度管理もできるようになっております。

【H 委員】 それでも夏の一番暑いところはちょっと厳しいということで、少しスケジュールはそれに合わせて考えるという理解でよろしいでしょうか。

【JESCO（酒井副所長）】 まさしく御指摘いただきましたように、空調はついておりますが、それでもやっぱり温度が上がってしまいますので、そういう意味では、空調だけの対応はなかなか難しい部分がありますので、できれば作業内容をちょっと工夫したいというふうに考えているところでございます。

【H 委員】 ありがとうございます。

それに関連してでもあるんですが、25 ページの全体のスケジュールの中で、今のお話を伺って、事前作業というのが7月の一番暑い時期に設定されているというのは、もしかしたらそういう部分もあってということでしょうか。

【JESCO（酒井副所長）】 今のこのスケジュールは、必ずしも確定したものではありませんが、大まかなスケジュールとしてこれぐらいということをお示しさせていただいたものでございます。

そして今、まさしく先生御指摘がありました、14 ページを見ていただきますと、上の黒い線が温度を示していて、下のカラーの線がそれぞれの地点の濃度をあらわしております。この青い線であらわしているのが、一番左側の抜油装置北東という、この地点の濃度をあらわしております。これは解体の順番でいきますとA工区、B工区、C工区と分けたとき、この抜油装置はB工区に相当いたします。ですので、何とかスケジュールを合わせていけば、暑くない時期にこのB工区の工事ができるのではないかというふうに考えているところでございます。

【H 委員】 ありがとうございます。

あともう一つだけ、すいません。これは解体を進めながら洗浄を同時にしていくというような形になると思うんですけれども、その洗浄の能力という点では、解体工事が進んでいったときに、解体で出るその洗浄対象物の処理量を超えない程度というふうに考えてよろしいでしょうか。つまり、洗浄のほうが律速になるかということなんですけれども。

【JESCO（酒井副所長）】 この洗浄施設というのは、従来からコンデンサーとかトランスを解体したときに洗浄している施設をそのまま利用するというふうに考えておりました。この洗浄能力は非常に大きいです。ですので、今、まさしく御指摘がありましたように、この解体物を洗浄しても能力的には十分に上回っているというふうに考えております。

【H 委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 では、公衆衛生の観点から F 先生いかがですか。

【F 委員】 以前と比べると非常に丁寧な対応をいただきまして、理解しやすくなってありがとうございます。

まだちょっと理解できてないのが、撤去の実施マニュアルが全国共通であるわけですね。それとは別個に、各事業所でその解体作業の特徴みたいなものに応じて工夫してくださいと。で、今、モニタリングの数にしても、非常時どこにするかという話も含めていかなくちゃいけないんですけれども、これは豊田事業所固有の問題だけを今、議論しようとしているのか、ほかの事業所で共通で新たにその実施マニュアル以

上、共通の項目以上にこういうことの問題が起きてるからという、そういう問題点の共有みたいなものはないんですか。排出モニタリングにしても、やっぱり各事業所でこういうのが不足しているぞと、だからもうちょっと、例えば大阪でもこういうことを増やしましたとか、そういう情報共有のようなものはないんでしょうか。まずここが、もともとのマニュアルが完全に運用できればいいんだけども、あちこちでやっぱりちょっと不都合があるなら、その情報は共有していただいたほうがいいと思うんですけれども、これはないんですか。

【松田委員長】 いかがでしょうか。

【JESCO（大森解体・撤去準備室長）】 マニュアル自体は公開されておまして、うちのホームページから誰でも見れるような状態になっています。モニタリングの話というのは、マニュアルに沿って今、各事業所ごとに計画を立ててやっていってますが、基本、今はまだ操業時のモニタリングを続けてやってきているというのが現状です。

その中でまた問題になる点というのは、これから徐々に解体が進んでいくと、そういった問題点というのが出てくるとは思いますけれども、これをまた共通的な問題というのはまたちょっとマニュアルに取り上げるかどうかというのを検討して、それを上げていくという…。

【松田委員長】 議論がかみ合っていないと思います。他の4事業所、特に解体が進んでいるところですか、北九州はもう先行してやっているわけですね、そちらのほうの実績と、それから豊田事業所でやろうとしているこの計画、これがどういう位置づけになるのか。つまり、ここ豊田事業所のオリジナルの計画なのか、何らかのベースがあつての話なのか、そしてその関連性はどうなっているのか。他で問題が起きているから豊田はこういうところに注視するんだよとか、何らかの因果関係を明らかにしていけないと、ただ単にやみくもにこれだけのモニタリングをしましたというところでは、F先生は納得されないと思います。多分、皆さんもそうだと思います。

それに応えていただきたいので、早急に調べていただいて、委員の皆様には回答をいただきたいと思います。できれば今年度中に。

【F 委員】 単純には、ここは敷地が狭くて密集して三次元でつくったと。そうするとやっぱり解体そのものが相当密な作業が起きるから、周辺地域に漏出するリスクってやっぱり他所より高いんじゃないかと普通だったら考えるんですよね。だからそこ

の安心感を高めるためにも、豊田事業所はこういう追加をしましたぐらいの話でないと、説明にはならないかなと思っているんですけど。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 ちょっと補足させていただきます。

F 委員の御質問されたように、最初の共通マニュアルというものがまずございます。共通マニュアルがありますが、各事業所固有の部分については、各事業所で工夫をしてやってくださいという、共通マニュアル自体がそういうつくり方になってございます。

今回のコンデンサー自動解体ラインにつきましては、共通マニュアルをベースにしておりますが、とても高濃度で狭隘な施設という特殊性がございますので、通常は先に除去分別、洗ってからプラントの解体をしますとなっておりますが、今回のコンデンサー自動解体ラインについてはそれができないので、解体をしてそれをそのまま洗浄に持っていきましようというふうにしてございます。ここが共通マニュアルとはちょっと違う部分で、豊田の特殊なところでございます。そういったことを念頭に置いてやってございます。

それでそういったことを共有化するかしないかという意味については、例えば先ほど松田委員長からありましたが、北九州 1 期は先行でいろいろやってございますので、その情報というものは一旦本社のほうに報告していただきまして、本社を中心にして情報連絡会というのを開催してございます。各全部の事業所に集まっていただきまして、今、解体撤去ではこういった新たな情報が出てきましたというような内容を、結構頻繁に情報連絡会を開催して情報交換してございます。その中で各事業所に有益な情報があれば、それは各事業所が取り入れると、こういった体制で今、少しずつ進めているところでございます。

豊田のほうは、大分特殊な状況でございますので、これがそのままほかの事業所に適用できるかどうかというのは、またこれから検討する必要がございますが。

【F 委員】 特殊であることを理解できるように説明できませんかということです。

【松田委員長】 根拠です。諸々の事情があり、他とは状況が違うので、こういうふうにしたというものが見えないんですよ。なぜ、そのようにするのということが皆さんに御理解いただけないので、我々は推測するしかありません。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 おっしゃることよくわかりました。今回の資料 1-1 の 4 ページ目に考え方をまとめさせていただいてございますが、ここの 3 つ

目の四角が今回の豊田のコンデンサー自動解体ラインの特殊性の部分でして、「当該ラインがある遮蔽フード内は極めて狭隘であって、作業者が事前に拭き取りなどのPCB除去分別作業を行うことは困難です」と。これは共通マニュアルでは、最初に除去分別をしてから解体しましょうとなってますけれども、ここが実はすごく特殊なところでございます。

そのために、除去分別をするのは困難なので、その作業環境が高濃度であるということも考慮して、適切な防護具を着用して作業者の曝露対策を講じて、レベルⅢ対応で解体を実施する。先に解体してから、それを施設内の洗浄カゴごと超音波洗浄で洗浄すると、こういった手順を行いますということ、これ自体は結構特殊なやり方になります。

【F 委員】 作業過程は、だからこういう段階でわかるんだけど、例えばモニタリングのほうから見たら、外へ出るかどうかのところだけなんですよ。例えば $30 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で異常値と言ったときに、この14ページにも、作業場ではこの10倍程度、何百の単位で濃度は変移しておるわけですよ。そうすると、周辺住民を含めての安心感からいくと、モニタリングして出てきてチェックしておるところのこの時のデータは幾つなのというようなものが本来欲しいですよ、30以下は安全だというなら。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 そこについては、オンラインモニターは常時働いておりまして、コンデンサー自動解体ラインから出てきた排気も含めて、事業所全体の排気を一度オイルスクラバで洗って、その後、オンラインモニターで30以下であることを常に確認をしております。

【F 委員】 ここと一緒にデータに出てくるというわけにはいかないんですか。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 データ自体は、常時監視してますので、連続した数値です。

【F 委員】 だからその説明する資料が、安心感を持たれるような資料であってほしいと。特殊であって、高濃度で漏出するリスクもほんとに高いという、可能性があるかないか、それはわからないけど、あるとするんだったら、よその事業所はこの間隔でこういうふうにモニタリングしてますと、それでこういう事情のある何とか事業所では、こういうモニタリングに少し変更してますとか、だから豊田はこういう環境でやっているからこういうモニタリングに工夫しましたというぐらいの何か資料はないのかなと思うんですが。他所との違いがわからないんです。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 モニタリングに関しては、特にすごく違いがあるということはないです。

【F 委員】 ないならないというその資料がいただきたいなと。だから豊田が特に一生懸命やっていますよという資料でいいと思うんですよ。

【JESCO（長坂 PCB 処理事業部長）】 他の事業所のものはちょっと今すぐは御用意できませんが、ただ、少なくとも豊田はこのオンラインモニターでしっかりと常時チェックをしております、もし異常が出た場合の対応も、先ほど御説明させていただいたような対応をとるといことにしておりますので、とてもしっかりした対応をとっているものと思っております。

【F 委員】 それは、他の事業所も共通で行われているということですね。

【JESCO（大見所長）】 オンラインモニターは、他の事業所も含めて入れております。同じように排気の系統を調査するようにしております。これはうちの事業所と同じように連続測定です。ただ、排気系統もいろいろ変わっておりますので、それについては、うちはオンラインモニターは2台入っておりますが、3台入っているところもありますし、それ以上入っているところもございます。

【F 委員】 その違いを教えてください。

【JESCO（大見所長）】 ではその辺は、事業所ごとにどういう形で測定をしているかというものを、何か資料のほうで作成して御提出させていただきます。

【F 委員】 それが一番わかりやすいような気がするんですけどね。

【松田委員長】 いずれにしても、本邦初の事業ですので、皆さんが注目して見ているわけです。特に豊田は、狭隘下で非常に困難なことをやっているということ。解体もそうですけど処理もそうですよね。皆さんは説明されればおわかりいただけるんです。これをビジュアル化するなど、工夫をして、ここでの安全対策をアピールしていただけるように、というのがF委員の御意見です。

【JESCO（大見所長）】 その辺がわかるような資料を御用意させていただきます。

【G 委員】 一点よろしいですか。

【松田委員長】 はい、お願いします。

【G 委員】 もう少し具体的にお聞きすると、例えば今、北九州で先行してやっている中で、こういう遮蔽された高濃度の領域というのは、まだ解体作業というのは進められていないんですか。

【JESCO（大森解体・撤去準備室長）】 遮蔽フードというのは、豊田は特殊な形になってます。遮蔽フードの中で今回、解体をするということで、遮蔽フードは壊さないですね、遮蔽フードを保ったままで解体をして、遮蔽フードのその処理施設を使って処理していくと。その遮蔽フードの中の監視をしながらやっていくということなので、今までの操業と同じ監視の仕方を使えば安全にできると、こういうふうに我々は考えているということなんですけれども。

【G 委員】 例えば心配されることは、解体作業中にその遮蔽フードを壊してしまうような、そういうようなことが起こり得るかどうとか、やっぱりそんなことがあると、単に負圧で吸い込んでいるから外へ漏れることはないですよということとまた違う次元の問題が生じてくるということですね。だから多分、そういうことを、特殊性というのでできるだけいろんなことを考える必要があるんじゃないかなということなんです。

以上です。

【JESCO（酒井副所長）】 酒井からお答えさせていただきます。

私ども解体するに当たりまして、今、まさしく委員からお話があったとおり、遮蔽フードの中での解体というのは、やはり一つの解体する上では有利な方法かなというふうに思っております。ですので、その遮蔽フードを破損するようなことのないように、基本的には手で解体するというのを基本にしております。重機を入れて乱暴な解体はもともと計画をしておりません。ですので、今、お話があったとおり、遮蔽フードというものをいかにうまく利用して、汚染が広がらないように、管理できる状態でやるかという計画を考えているところでございますので、決して壊れないようにということは十分に注意しながら工事を進めたいというふうに考えております。

【松田委員長】 よろしいですか。ありがとうございました。

それでは最後に資料 1－3 ですが、時間が相当迫ってまして、大変恐縮ですが、数分でまとめてください。

【JESCO（大見所長）】 では、時間が限られておりますので、資料 1－3 について御説明させていただきたいと思っております。

資料 1－3 につきましては、2 ページに安全管理体制というものを書いてございます。これが今回、豊田事業所で行おうと思っております解体撤去の考え方です。工事着手前に安全教育、連絡会、それから審査会、こういうものを行って、実際に工事につ

きましては、毎日、朝会、それから工事前のホワイトボードミーティング、安全パトロール、それから夕礼、これを毎日連続して確認することによって安全管理していこうと思っております。

これにつきましては、後ろに詳細な資料がありますが、既にこれはある程度作業でも行っていて、現状、安全管理は大分良くなってきておりますので、この考え方をそのまま解体撤去へ持っていこうと思っております。

こちらにつきましては、時間がありませんので、中身については御説明は省かせていただきます。

最後になりますが、11 ページのほうだけ説明させてください。

所内組織の見直し、こちらを考えております。今年度は、解体撤去を行うために、所内に「解体撤去準備プロジェクトチーム」という形のを発足させました。こちらにつきましては、4月からこれを本格的な「解体撤去プロジェクトチーム」、「準備」を抜いた形のチームにして、人員の増強等実施していこうと考えております。

また、事業が終盤に入っております。処理物も先ほど報告したように著しく減少してきております。今まで PCB 処理の施設の運転管理を行っていた運転管理課と、それから設備の点検・補修を実施していた設備保全課、この2課を統合して、新たな運転管理課として組織し、解体撤去に柔軟な対応ができる体制をとっていこうと考えております。

こちらにつきましては、また作業部会のときに内容を報告させていただいて、さらに皆さんの御意見をいただいた上で、より良い管理体制を作っていこうと思っております。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。時間が少なくて申し訳ありません。作業部会を通してもう少し皆さんの御意見を伺いながら、改善していけるところは改善していただくということで、次回以降よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの JESCO の御説明につきまして、皆さんから何か御意見ございますか。

それでは、次の議題（2）ですが、豊田市の御説明を、これも簡略にお願いしたいと思います。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 廃棄物対策課、近藤でございます。よろし

くお願いします。

それでは、資料2「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」をご覧ください。

1 ページ目です。前回の安全監視委員会後になります、4 年の 9 月 23 日から昨日まで、5 回の立ち入りをさせていただいております。その立ち入りの結果につきましては、表 1 のとおりでございます。

主なものとしては、9 月、10 月、2 月と排ガス等の測定を行っております。また、処理後物の抜き取りの検査も実施しております。2 月につきましては、現在、分析中でございますけれども、9 月、10 月の検査結果においては、廃棄物については卒業判定基準、それからそれ以外のものについては排出管理の目標値を遵守していることを確認しております。

続きまして、2 ページ以降でございます。まず「2 令和 4 年度 PCB 環境モニタリング調査について」は、2 ページ～6 ページまでになります。

3 ページをご覧ください。(2) の調査結果でございます。太枠で囲われているところが今回の御報告するところになります。4 年度の夏季と冬季の欄でございます。

いずれの結果も、若干高い値はございますが、これまで行った調査、それから環境省が実施しておる全国の調査結果の範囲内でございます、稼働に伴う異常は認められておりません。

経年変化につきましては、5 ページ、6 ページでございます。6 ページの底質が若干高い値ではございますけれども、これにつきましては、また次回の底質の結果を見ながら判断をしていきたいと考えております。

続きまして、7 ページをお願いいたします。3 の豊田市 PCB 処理安全監視委員会の作業部会の報告でございます。

前回、安全監視委員会後、2 月 3 日に第 2 回の作業部会を開催いたしております。文書で書いてあるのでちょっと見づらいですが、少しまとめさせていただきます。

大きく 3 点の議論をさせていただいております。まず 1 点目が、コンデンサーの自動解体ラインの解体撤去について。それから、モニタリング調査のあり方についてが 2 点目です。3 点目が、グローブ弁の漏洩についてということで、3 点の議事について議論をさせていただきました。

主な意見につきましては、1 点目のコンデンサー自動解体ラインの撤去につきまし

ては、大きく3つです。オンラインモニターの測定結果について、測定したPCB濃度の段階的な危険度の評価に対する対応を示すことということ。それから、JESCOと解体業者の相互連携、それから解体業者に対して行う安全教育をしっかりとやってほしい。それから、排ガス設備の能力等を提示してほしいということで、これらにつきましては、先ほどJESCOのほうの説明の中にある程度反映をさせていただいております。ただ、1点目のオンラインモニターの測定結果、それらにつきましては、また解体時にも影響してまいりますので、モニタリングのあり方の中でまた作業部会で検討していきたいと考えております。

2点目のモニタリング調査のあり方についての意見につきましては、JESCO、それから豊田、それぞれ行っているモニタリングの結果の関連をつけて相互利用すべきではないかという意見。それから当然、住民の方々がお見えになりますので、周辺住民の方の意見を聞いて、測定地点の見直しをできないかという意見をもらっております。

それに対して先日、3月9日になりますけども、樹木自治区が地元でございますので、訪問させていただいて意見交換をさせていただきました。自治区からは、解体がこれから始まっていくので、解体とかモニタリングの考え方をきちんと説明をしてほしい。今までどおりのステージの中でいきなり解体が始まると、どういう状況なのかというのがつかめないの、情報発信をしっかりとやっていくということをしていただきたいという意見をいただきました。

モニタリングの地点につきましては、また作業部会を含めて、どういう考え方でいくのかというものを詰めていきたいと考えております。

この意見の中では、特に新たな地点をとすることはなかったですが、またA委員も含めながら検討していきたいと思っております。

3点目のグローブ弁からの漏洩につきましては、先ほど作業部会の意見も踏まえてJESCOから報告がございました。作業部会の中では、長期間使用してないバルブ、このグローブ弁の操作をする際には、漏れるものと考えて対策を行うことが現実的な対応だということの意見をもらっております。

今後も作業部会では、解体作業について議論をするのと、併せてモニタリングの関係の議論をしていきたいと考えております。

以上で、豊田市の説明を終わらせていただきます。

【松田委員長】 ありがとうございます。

只今の御説明につきましていかがでしょうか。A 委員、いかがですか。

【A 委員】 今、市の方が言われたとおりだと思いますけれど、JESCO のほうから事業所だよりというのを毎月いただいております。その中で、6年3月までには建物を壊しますと、廃棄物処理が終わることになっていますということは、皆さんこれを見てわかっておるんですが、皆さんこれを見て本当に心配をしておる人が多いんですね。あんまり住民の皆さんに大きく宣伝しちゃって、皆さん心配しても困るけれど、少しずつ納得いくような説明をやっていって、皆さんが安心・安全で暮らすように地域としてやりたいと思っております。

モニタリングの場所も、色々あるんですけど、近辺のところをちょっとまた見直ししてもらって、本当に大丈夫かどうかということをしっかり見極めてもらいたいと思います。

頻度もそうだし、今は年に3回か4回ぐらいですね。だからちょっとその測定期間を短くしてやってもらうということをちょっとまた検討したいなと、市のほうと一緒にやっていきたいと思っております。

建物が終わったからといって、それで終わるじゃなくて、後で次の人が掘り起こしたら土壌から何か出てきたということがないように、建物が終わったら測定を終わるじゃなくて、しばらくは1～2年でもちょっと継続して測定してもらったほうがいいかなと私は思いますけれど、いかがですか。

【松田委員長】 ありがとうございます。豊田市のほうからまずお伺いしたいのですが。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 今、A 委員が言ったように、建物を壊した後にはまだ不安なものが残るとするのは、先ほども発言ありましたけれども、土壌調査をきちんとさせてもらって返還することを前提で考えていますが、作業部会を含めて、更地になったときの安全性を議論させていただいて、土壌調査マニュアルに則った調査でいいのか、それ以上のものが要るのか作業部会の中で検討していきたいと思っております。

【松田委員長】 わかりました。

【A 委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 JESCO のほうはいかがですか。ただ今の A 委員の御要望につきまして。

【JESCO（大見所長）】 我々はやはり周辺環境も限られた場所しかとれませんが、

こちらのほうは解体撤去に合わせて数を増やす等、検討していきたいと考えております。

【松田委員長】 できるだけ見える化ということを要望されていますので、実際に住民の方が不安にならないような、できるだけわかりやすい説明を何かやられる前にはきちっと周知していただくという工夫をされ、実行していただきたいと思います。

A 委員、よろしいですか。

【A 委員】 はい、ありがとうございます。

【松田委員長】 それでは、他の方は、皆さんどうでしょうか。

【B 副委員長】 一つよろしいですか。

【松田委員長】 はい、どうぞ。

【B 副委員長】 前回も、令和4年度から令和5年度に1年間お願いしますというお話がありましたね。私たちも、地域としてはその1年間、令和5年度にはどういうふうに行っているかなということで、先ほどの事業所だよりでもそうですけど、情報が流されるので見ていますが、だからコンデンサーもそうですけど、中間報告の中でこれだけありました、問題はありませんとっても、もっと地域のほうにも少しずつ流していただければいいかなと思います。

それから、皆さん最初は令和4年度で終わると思っているのが、豊田市のほうへお願いしますということで5年度になりました。5年度でも今は3月です。だから日付は待ってくれませんので、できるだけ安全第一でやってほしいのが一つと。例えば掘り起こしなんかも、終わっているかどうかというのは私たちは分からないですけどね。東海の中で掘り起こしがどれだけ残っているのか、それがいつまでやるのか。何かスケジュールがあったら、また時間があったら教えてください。

以上です。

【松田委員長】 ありがとうございます。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 掘り起こしに関しては、4県、それから政令市、全て終わっております。代執行につきましても、昨年度まで把握しているものについては全て終わっております。

今、残っているのは、4年度途中で見つかったものが、期間的に間に合わなくて入っていないというものだけが残っておりますので、あと数えると数台、この地域で残っているものがあるのかというところです。

ですので、これから愛知県からの説明の中で、あとどれだけ残って、どういう形で処理するかという説明があると思いますので、それを参考にいただければ。

あとは、申し訳ないですが、幾ら我々一生懸命やっても、今後、見つかるものが今のところゼロではないです。そういった見つかったものを来年度処理していきます。この4県についてはそういう形になっていきます。よろしくお願いします。

【B副委員長】 お願いします。

【松田委員長】 それでは、議題（3）で愛知県からお願いします。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 資料3ということで、高濃度 PCB 廃棄物の処分に向けた取り組み。我々行政4県8市が東海地区広域協議会というものを、直近では一番下の参考にありますとおり、この3月2日に Web で開催して、きょうの報告内容を協議して今日に至っております。

主な取り組み。（1）で、一番下にあるとおり、行政、国、JESCO の取り組みについては、後で別紙1のとおり。

それから、処理の計画については別紙2。それから実際の進捗状況を別紙3でお話します。

1枚はねていただいて、別紙1が主な取り組みということで、高濃度廃棄物の処理は実質的には1年延びましたが、我々は今年度が最後ということでやってまいりました。

PCB 処理促進連絡会、これは毎月やってます。その中で、処理手続難航者。金が無いとか、何でこんなものやらなきゃいけないんだとか、そういう者がおりましたが、そういうのをどうやって説得していこうということで、色々やってまいりました。

それから、もう今さら電事法もないですけど、あとはもう最後ということで、代執行もやってまいりました。

代執行については、（2）のとおり、特別に毎月のようにどうやってやっていこうとこののを会議でやっています。

それから、処理手続難航者みたいなものは、個別にどうやってつぶしていくということで打ち合わせを（3）のようにやっています。

2には、難しいものには国も入ってもら、JESCO にも入ってもら、保安監督部というのは経産省のほうですが、入ってもらってやってきたということで、代執行のほうも今年度22件やって、6件ぐらいがちょっと残るといことです。

別紙2のほうへいってもらって、この計画表は、もう残りが少ないのであれですけども、まあ言えば、JESCO 登録未搬入量というのが左から二つ目のところにあるんですけど、コンデンサーでいうと 36、PCB 油で 16、保管容器で 3 というのが 2 月 28 日現在で残っておる。それから右へ三ついただいて、新規登録予測、これは予測ですけど、それを足して、一番右の 2023 年 3 月でコンデンサーで 52、PCB 油で 23、保管容器で 5、JESCO の最初に示した資料にもあったんですけども、これぐらいがあと 1 カ月で見込まれているんですけども、一番言いたいのは、全部片づきますよと、能力的に全然問題ないですよということが言いたいだけです。

計画はそうなんですけど、先ほどちょっと御質問にもあった、じゃあ今年 1 年どういう状況であったかというのが、これは前回からお付けしておるんですけども、実際の処理で、上から事業場、変圧器、コンデンサー、PCB 油、保管容器とあって、一番左の A というのが、令和 4 年 3 月 31 日時点、前年度末でこれだけ残っていました。事業場、要するに相手方としては 182 人いた、それからその次の B、4 月 1 日以降、2 月 28 日までどれだけ増えたかというのと、いまだに 108 人も増えたということなんです。結局、処理しなきゃいけない相手が 290 人になりました。2 月 28 日までに 267 人はやりました。一番右の欄、あと 1 カ月で残っているのが 23 人となっています。だから率としては 92%なので、新しく見つかったとはいえ、全部やってきたという状況ですので、それが変圧器であろうが、コンデンサーであろうが、PCB 油であろうが、保管容器であろうが、率としては 100、93、89 とか 93 なので、別に何が難しい訳でもないですが、そんな状況である。だから、23 人はおそらく終わります。

けども、この新規登録というのがいまだに 1 カ月もゼロになってない。これがいつになったらゼロになるのか。それで、いまだに、もう名前を言ってもいいぐらいなんだけど、名前を言うと誰かわかっちゃうぐらい有名な大規模事業場が多いです。それにしても、もう減ってはいるんですけど、そういうのが出てくるんです。

じゃあどういうふうで見つかるんだということです。掘り起こしは一応やった。それからいろんなところへ、お化け屋敷みたいな保管者がいないようなところも入って行って見つけてきたり、いろんなこういう発見情報も流してやってきた。でも結局、どれだけやっても自分事と思わない。そしたら「すいません、何かありました」ということなので、どこまでいってもあれなんですけど、ただ、見つかった以上、早くやれということで、もう処理の段取りはついておりますが。

そんな状況なので、あと1年の間に、どこかの段階で新規発見数がゼロという日々が続いてほしいなと思っておりますが、そんな状況でございます。

以上でございます。

【松田委員長】 ただいまの御説明につきまして皆さんいかがでしょうか、御意見ございますか。

C委員、どうですか。

【C委員】 大変な努力をされているなという感じがします。新規登録事業者にどう対応していくか、本当に大変じゃないかなと思いますが、根気よくやるしかないですね。

【松田委員長】 この委員会としても、それから私個人としてもですが、刈谷さんの大変すばらしい手腕を高く評価しております。本当にありがとうございました。まだ引き続きこれからも新規物が出てくるかもしれません。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、続きまして最後ですが、議題（4）、環境省からお願いします。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 環境省廃棄物課の新保です。改めまして、今回の事業終了準備期間を活用した処理、それから北九州の広域処理ですね、御理解いただきまして、改めて厚くお礼申し上げたいと思います。

令和5年度末処理完了ということで期限をいただいております。そちらに向けて、当然、処理の計画を立てるというのはもちろんでございますけれども、最終的に処理だけではなくて、それに向けてJESCOでの契約をじゃあいつまでするのかと、搬入をいつまでするのかといったところを含めて、詳細にスケジュールを設定していかないと、例えば3月末になって急に新しいものを受け入れて処理を終わるのかといった話になりますので、そこはきっちりスケジュール管理する必要があると考えておりました。今、中で関係者で相談を進めているというところでございますけれども、考え方として現時点で決まっているところを御説明させていただきたいと思います。

処理期限を令和6年3月でいただいておりますが、それより数カ月前の時点で契約、搬入、それぞれについて、いつを締切りとするということで期限を明確に設定をし、間際での集中的な処理が発生しないように調整をしたいと考えております。

その際、①と②ということで分けておまして、①が、既に存在が発覚して登録という形になっているものについて、それから来年度早々に発見されたようなものにつ

いて、要は計画的に処理できるものは、年度末と言わずもう早めに処理をするということで、第一段階の期限を設定したい。

その上で、第二段階として、早期搬入の調整がどうしても難しい案件、具体的には、来年度のちょっと後半のほうでどうしても新しく見つかってしまったといったものが発生した時ですとか、あとは行政代執行案件、愛知県さんがすごく取り組んでいただいているので遅くなるということはないかもしれないんですけども、もし何らかの事情があってどうしても早期に搬入ができないようなものというのが存在したときは、その最終的な期限をどこに設定するかというのを、それぞれ別々に設定をしたいというふうに考えてございます。

本来は、この両者の期限について、じゃあ何月にするのかというところを今日の段階で御説明差し上げるのが一番ベストだと思うんですけど、ちょっとまだ関係者での調整ができてなくて、誠に申し訳ないんですけども、この後、速やかに豊田市、それから JESCO と関係者と調整させていただきまして、来年度早々にも関係する自治体の方々に周知をさせていただくということで、令和5年度末までの処理完了を確実に実施をしたいと考えてございます。

また、引き続き JESCO に対する監視・指導体制の強化、しっかり関係者と連携して、確実にかつ適正な処理に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

環境省のほうでもフォローをしっかりと考えてくださるということですので、Bさん、御安心下さい。豊田市はいかがですか。よろしかったですか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい、ありがとうございます。

【松田委員長】 どうもありがとうございました。

それでは皆様のほうから、いずれの項目に関してでも結構です。何か御質問等、あるいはアドバイス等ございましたら、御自由におっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【D 委員】 掘り起こし作業も思っていた以上に順調にしているのかなという印象を受けまして、本当に頑張ってらっしゃるなというふうにお見受けいたしました。

後は、やはり解体作業に伴って火災が一番怖いところかなと思うので、先ほどお話がありましたけども、養生のところの徹底と、後はしっかり養生ができていくかどうか

かを確認した上で作業スタートということで、その確認作業をちゃんと行うというところをしっかりとってほしいなというふうに思います。

【松田委員長】 ありがとうございます。JESCOのほうはどうか、ただ今の御意見につきましては。

【JESCO（大見所長）】 その辺は十分確認作業等を、この後、もう少し詳細な資料等を御説明する形をとっていきたいと思います。それを含め、十分安全な作業を心がけたいと思います。

【松田委員長】 よろしく願いいたします。

もうあとお一人ぐらいいかがでしょうか。E委員、いかがですか。

【E委員】 順調に計画どおり進んでいること、大変ありがたいなと今日聞いていて思いました。

資料の写真にもあったんですけど、解体作業に従事する方の作業着は、白い防護服ですか、それで結構すごいマスクを付けてされていて、今は涼しいですけど、また暑い時期に結構大変な作業を狭いところで従事されていくようですので、あれを着て連続どれくらい作業されるかとか、素人なのでそういうことがちょっとわからないんですけど、できるだけ人災というか、ミスが出ないように、従事していただく方の安全もできるだけ配慮してやっていただきたいなと思いました。

以上です。

【松田委員長】 そうですね、ありがとうございます。大変重要な御指摘と思います。

【JESCO（大見所長）】 はい、体調管理につきましても、同じように対応していきたいと思います。

【松田委員長】 そうですね。今日はいらっしゃってないですが、労働基準監督署の方ともしっかり連携して、人災など起こらないように工夫してください。

その他いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【H委員】 先ほど愛知県のほうの説明で、いまだに新規登録が続いているというようなお話がありましたけれども、もう掘り起こし作業等はとっくに終わっているということで、届出はあるもので未登録というのはもちろんゼロになっているわけですが、この新しくまだ新規登録が続くということは、どういう形で発見されているのかという、ちょっと現状を教えてくださいたいです。

例えば、事業者のほうがうっかりしていて、たまたま気がついたものというようなことなのか、あるいは何か調査に入った結果わかったものが多いのかというようなところですが。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 結局は、何か事が起きたときに、例えば建物を解体することになりました。建物を壊して作業に入ったら、その作業員から「あれ、これって大丈夫ですか」と言われるようなパターン。だからキュービクルみたいなどころにあるやつというのは、電気事業者の人が入れれば見つかったりするというパターンもあるんですけど、何でか知らんけど倉庫の奥の奥に、もうしまったことすら忘れてしまったみたいなものとかあるんです。そういうのは、ほんとに全体を壊すだとか何かが起きないと、そもそも誰もそこにあることもわからないというようなことで、だから一番は解体時に発見されるというのが最近は多いです。

だからもうそもそも自分たちもわかってないようなやつを、何かそういったことがあることによって第三者によって発見されるというぐらいです。

【H 委員】 つまり、今まで一生懸命調査をしたり依頼をしたりして探してもらったものというのは、もう出尽くしていて、誰も気付いていなかったようなものが出てきているという、そういうことですよ。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 そうですね。本当のことを言えば、愛知県に何万、何十万事業所があるかわからないですけど、誰かがそれを全部回って、天井裏から訳のわからない倉庫まで全部見れば、ほんとに終わったということが言えるかもしれないけれど、それは現実には無理なので、だからまあそういうのが出てくる。だって、平成 30 年に終わった北九州ですら、いまだに多分、まあゼロの時もあるでしょうけど、出てくる。4 年～5 年経っても出てくるので、だからもうなかなか、完全に終わったというのは誰も言えないというのがほんとですね。

【H 委員】 それは想像に難くないですが、その部分はもう環境省さんに考えていただくしかなのかなと思いますけれども。

【松田委員長】 そういうことですね。最後の受け皿を新保さんをお願いしたいんですが。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 最後どうするかというのはね。

【H 委員】 ありがとうございます。

【松田委員長】 新保さんいかがですか、愛知県がここまで掘り起こしを徹底的にやってくれていること。もし機会がありましたら、事例発表会などで刈谷さんに披露していただければと思うのですが。

【愛知県環境局資源循環推進課（刈谷廃棄物監視指導室長）】 もう終わりだと思うので、今さら。来年で終わるんだから。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 先ほど刈谷室長のほうからもお話がありましたけれども、愛知県のほうでは、我々は事業終了準備期間ということでしたけれども、それにかかわらず計画的処理完了期限までに代執行を完了させるという意気込みで進めていただいているということで、おっしゃるとおり非常に進んだ取り組みだというふうに理解しております。

他の自治体も皆様頑張っていた中で、なかなかこう、「おたくの自治体の取り組みはちょっと足りないんじゃないか、愛知県はこんなに頑張っているぞ」というふうな説明はちょっと難しい立場というのはあるんですけども、現時点でやっている取り組みとしては、それこそ北九州でも期限が終わった後に新しく発見されているというお話もありましたけれども、それが具体的にどういうものが発見されてきているのかというようなところを、他の自治体にも事例集として提供するというのをやってまして、2～3年前にも一度やっているんですけど、またつい先日も最新版として情報提供させていただいたりですとか、あと早期処理連絡会みたいな関係する自治体が集まる場で、そういった話とか先行的な取り組みを紹介させていただくとか、そういった対応もあり得るのかなと思いますので、私のほうでも検討させていただきたいと思います。

【松田委員長】 そうですね、ぜひお願いいたします。

はい、どうぞ。

【A 委員】 各地区それぞれ終わりに近づいているんですけど、こういうことを新聞かテレビ、ラジオで、最終的な注意を促すというようなことはできないですか。そうすれば、何か罰則を設けるとか何かそういうようなことをやって…。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 そうですね、環境省の方でも、テレビCMを打たせていただいたりですとか、パンフレットをリバイスしたりとか、事業者に対する説明会を開いたりですとか、いろいろな手段を使って最大限周知をさせていただいているというところではございます。

ただまあ、これもちよっとお話がありましたけれども、そもそも自分事だと思っ
たらっしゃらないような事業者というのもしらっしゃったりすると、そういった広報自
体をそもそも全く見ようとしなないというところもあったりして、我々もできること
はいろんな手段を講じてこれからもやっていきたいということで、予算の確保等も進
めさせていただいているんですけども、中々どうしても新規で見つかるものがゼロに
ならないという状況が続いてしまっているということは理解しております。

【A 委員】 罰則はないということですね。後で出てきたらちょっと違反ですよと、
何か…。

【環境省環境再生・資源循環局（新保廃棄物規制課長補佐）】 罰則ですか。そうす
ね、基本的に廃棄の期限がございますので、違法状態という形にはなりますけれども、
直ちに何か罰則という形ではないですけども、行政指導等をさせていただいて、対
応がされない場合は、当然、代執行等の行政処分を検討させていただく形になります。

【松田委員長】 では、皆さん御意見が出尽くされたようでしたら、今日の全体の議
論をここで締めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

皆さん大変活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

ただ今をもちまして、本日御用意いただきました議題は全て終了させていただきます
す。

最後に、本日の資料の公開につきまして事務局にお尋ねします。全て公開でよろし
いでしょうか。

【豊田市環境部（近藤廃棄物対策課長）】 はい、結構です。

【松田委員長】 ありがとうございます。それでは、本日の議事録ですが、毎回です
けども、速やかに事務局のほうで取りまとめいただきまして、皆様のほうに議事録
案を送らせていただきますので、そちらをお目通しいただきました後、できるだけ早
く事務局のほうからホームページ上で公開していただけるようにという段取りで願
いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、事務局のほうはそういうことでよろしく願いします。

以上で、本年度第2回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会の議題を全て終了させて
いただきます。

進行を事務局のほうにお返しします。よろしく願いします。

【豊田市環境部（倉知廃棄物対策副課長）】 本日は、松田委員長を始め委員の皆様、

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を閉会させていただきます。

気をつけてお帰りになってください。

午後 4時10分 閉会